

議案第58号

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 保育料等の額の算定に係る経過措置を廃止するとともに、地方税法の改正等に伴い、未婚のひとり親に対する税制上の措置等に係る規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第1B1の項及びB2の項を次のように改める。

B 1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	0円	0円	0円
-----	------------------------------------	----	----	----

別表第1備考第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同表備考中第6項及び第7項を削り、第8項を第6項とする。

別表第2 B 1の項及びB 2の項を次のように改める。

B 1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	0円	0円	0円
-----	------------------------------------	----	----	----

別表第2備考第1項中「、「ひとり親等」」及び「、「ひとり親等」を削り、同表備考中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を削り、第11項を第9項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区保育料条例の規定は、令和3年9月以後の月分の保育料（同条例第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。）、区立保育園延長保育料（同条に規定する区立保育園延長保育料をいう。以下同じ。）及び区立保育園給食費（同条に規定する区立保育園給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の保育料、区立保育園延長保育料及び区立保育園給食費については、なお従前の例による。